

Money&Investment

投資の利益が非課税になる少額投資非課税制度(日本版ISA)NISA。来年から始まるこのNISAの口座を、投資のベースにしようと考えている人は多いだろう。だが、ちょっと待ってほしい。過去の運用実績や方針によっては、通常の証券口座が有利なことがある。うまく使い分けることが大切だ。

「NISA口座だけで投資したいのに、なんでそうできないの。東京都に住む女性会社員Aさん(42)は困惑気味だ。NISA口座を作ろうと大手証券に問い合わせたところ、課税される口座も開く必要があると説明されたからだ。

それはなぜか。NISA口座が金融機関に設ける取引口座の一部という位置付けだからだ。

取引口座を持たない金融機関にNISA口座を設ける際、証券会社では「証券総合口座」、銀行なら「投資信託口座」を作るよう求められる。これらは投資用の口座をまとめる箱のようなもの。この中にNISA口座と運用益が課税される一般口座や特定口座が置かれる形だ。

株式などの取引に総合口座は欠かせないものもある。NISA口座に入れられるのは証券会社なら上場株と公募株式投資信託(図A)、銀行では公募株式投資信託だけ。投資資金は課税口座にもNISA口座にも入れられず、証券会社では普通、総合口座のマネー・リザーブ・ファンド(MRF)などで管理するからだ。NISAの非課税期間は最長5年で、2007年に制度が終る予定。期間が過ぎても商品を持ち続ける場合は課税口座に移すことになる。投資をNISAに絞るとして

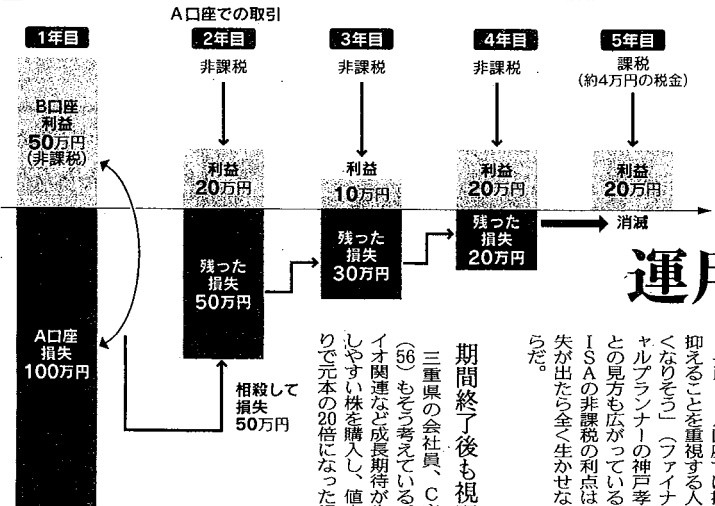
「NISAだけ」は待った

A 投資用の口座は3種類、納税方法が異なる

証券総合口座		
NISA口座	特定口座	一般口座
上場株 公募株式投資 (2014年から、元手は年100万円まで)	上場株 公募株式投資 (期間や元手の制約はない)	NISA口座や特定口座に入れないもの (期間や元手の制約はない)
源泉徴収あり	源泉徴収なし	
利益が出たら 非課税	課税される	
納税手続き なし	源泉徴収	証券会社が損益計算確定申告が必要
損失が出たら 他口座と損益通算できない	確定申告すれば、複数口座の損益を通算できる 損失も3年間繰り越せる	自分で損益計算確定申告が必要

(注)一般的な証券会社で、上場株式と公募株式投資の場合

B 課税される口座では損失で節税できる(特定口座で毎年確定申告する場合)



損失出た場合、課税口座に利点

損益通算で節税。だがNISA以外の投資に目を向けたいのは考えもの。課税口座にはNISAにない利点もあるからだ。まず課税口座の年間の運用損益は確定申告すれば、その人が持つすべての課税口座で通算することができる。ある口座で利益が出て別の口座で損が出ていれば、通算して

運用方針で使い分け

人。昨年、株式の運用で100万円の損失を確定申告して繰り越したからだ。Bさんの損失が来年も残った場合、NISA口座で株や投信を運用して利益をあげても通算できない。税理士の柴原一氏は「わざわざ繰り越した損失が無駄に消えてしまふ恐れがある」と指摘する。

昨年までは運用が難しい環境が続いていたので、多額の繰越損失を抱える人は少なくないだろう。その場合は「損失の通算による節税を終えてから、NISA口座を利用するの」も一案」と柴原氏は助言する。

「NISA口座では損失を抑えることを重視する人が多くなりそう」とファイナンシャルプランナーの神戸孝氏。その見方も広がっている。NISAの非課税の利点は、損失が出たら全く生かせないから、これは納得しにくいだろう」と神戸氏は強調する。

従って例えば価格変動が比較的大きいと考える商品は課税口座で運用。NISA口座では国内外の金融商品にバラエティよく分散投資し、リスクを抑えるなどの使い分けが重要になる。

買った金融商品が大幅に値上がりすれば非課税の恩恵をより享受できるのは確かだが、投資に損失はつきもの。「値上がりしたら売却益を得る目的の割安株投資などは特定口座で、NISA口座ではインフレ対策で値動きが小さいの投信を買うのも一案」(神戸氏)。自分なりの使い分けを考えよう。(大賀智子)